

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項又は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

1 指名停止理由

広島県及び広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けたため。

2 指名停止業者

	業者名	住所	業者番号
①	株式会社大塚商会 中部支店 支店長 猪岡 義昭	名古屋市中区丸の内3 -23-20HF桜通 ビルディング	2000554601
②	西日本電信電話株式会社 東海支店 執行役員 東海支店長 安部 真弘	名古屋市中区大須四丁 目9番60号	工事 0000065901 物品 2000842502
③	中外テクノス株式会社 中部支社 支社長 藤原 啓	名古屋守山区花咲台 2-303	2000546102
④	Dynabook株式会社 中部支社 支社長 牧之瀬 宗久	名古屋市中区錦3-1 5-15CTV錦ビル 5階	2001004602

- ① の業者については「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項及び課徴金減免制度の適用のため第5条第3項に該当。
- ② の業者については「蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項、「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項及び課徴金減免制度の適用のため第5条第3項に該当
- ③ ④の業者については「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項に該当

3 指名停止期間

- ①② 3か月 令和4年10月22日 ～ 令和5年1月21日
- ③④ 6か月 令和4年10月22日 ～ 令和5年4月21日